



年次有給休暇 を活用して みんなで行こう! **新潟の 夏まつり**

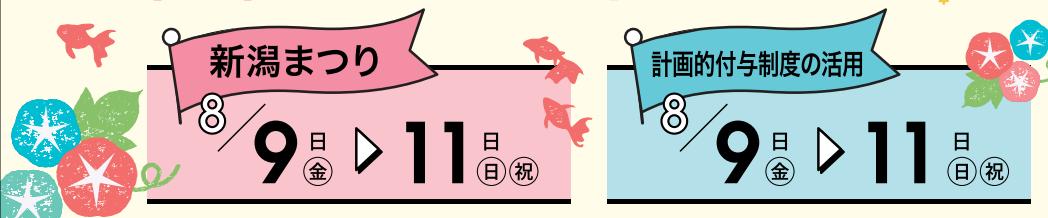


有休×新潟の夏まつり 働き方も“新しい時代”へ

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

年次有給休暇の計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの分については、労使協定を結べば計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入することによって、休暇取得の確実性が高まり、予定した活動を行いやすくなります。

【導入例】新潟まつりに「計画的付与制度」を活用した場合



2019						
S	M	T	W	T	F	S
					1	2
					3	
	4	5	6	7	8	9
					10	
	11	12	13	14	15	16
					17	
	18	19	20	21	22	23
					24	
	25	26	27	28	29	30
					31	

スーツを法被に!

カバンをうちわに!

さあ 祭りへ行こう!!

出勤日を有給休暇に!

休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう!

- ① 経営のトップによる社内への休暇取組推進のよびかけ
- ② 管理者が率先して休暇取得
- ③ 労働組合等による企業、労働者への働きかけ
などが考えられます。



なぜ休暇の取得が必要なの?



計画的な年次有給休暇の取得により…

仕事の生産性向上!

企業のイメージ向上!

優秀な人材の確保!

地域イベントへの参加!

私生活の充実! 仕事へのヤル気!



年次有給休暇をしっかりと取得できないと…

労働者のストレス増加

職場の雰囲気の悪化

残業などのコストの増加

心身ともに疲労感

仕事の能率低下



企業に義務づけ

年5日の年次有給休暇の取得

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることになりました。

労働者の申出による取得

(原則)



労働者

○月○日に休みます。



使用者

分かりました!



使用者の時季指定による取得

(新設)



使用者が労働者に取得時季の意見を聴取

▼
労働者の意見を尊重し
使用者が取得時季を指定



使用者

○月○日に休んで下さい。

例

労働協定で取得日を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。

- 労働者自ら5日間取得した場合 ▶ 使用者の時季指定は不要
- 労働者自ら3日間取得した場合 ▶ 使用者は2日を時季指定
- 計画的付与で2日間取得した場合 ▶ 使用者は3日を時季指定

- 労働者自ら3日間取得+ 計画的付与で2日間取得した場合 ▶ 使用者の時季指定は不要

働き方・休み方改善
ポータルサイト

事例や診断を活用して働き方・休み方改善のヒントを見つけよう!

働き方・休み方改善ポータルサイト



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>